

# 大阪 あーかいぶず

平成四年十二月

第十一号

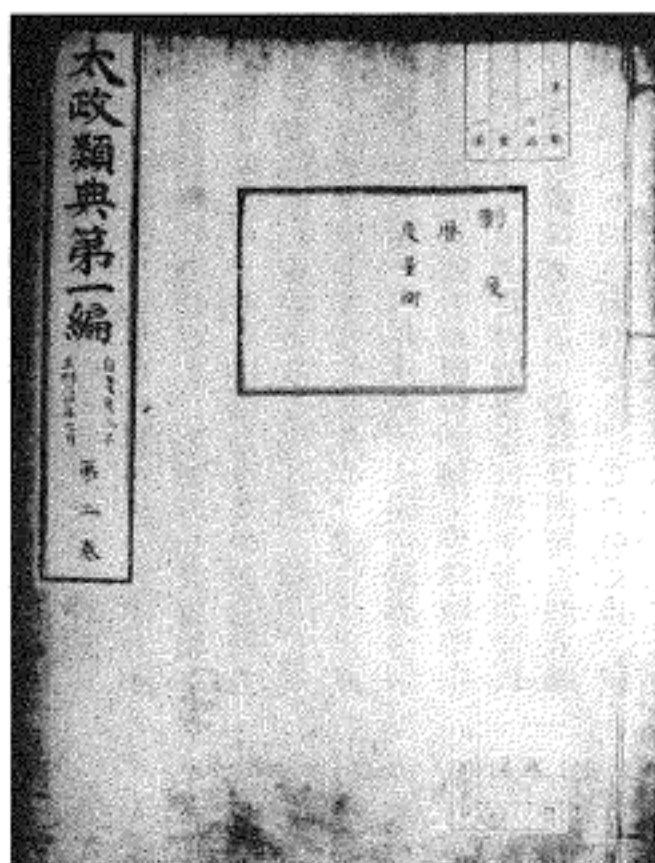
大阪府公文書館発行

## 公文書館の資料と近代史の研究

山中 永之佑

日本の近代国家はヨーロッパやアメリカにくらべて、非常に官僚的色彩の強い国家であったという特徴を持っていることはよく知られている。そういった特殊性はまた歴史的資料のあり方自体にも影響を及ぼしている。

一般に近代国家においては自由な個人が成長するに当たって、印刷・通信・交通など情報を伝達したり交換したりする仕組みも発達し、個性的な意思とか思想とかが互いに交流する機会が増えてくる。そして出版とか集



太政類典の表紙  
(国立公文書館所蔵)

会・結社の自由が成立してくるといえる。したがって近代国家の中で作られてくる資料は封建制の時代より非常に多様なものであるし、量的にも膨大になる。もちろんプライベートな資料も同様に多く生産されるが、欧米の近代国家にくらべて官庁資料や公的資料の方が他の純粋なプライベートな資料よりも、その占める割合が大きいのではないか、そしてそれが日本の近代資料

公文書館の資料と近代史の研究	1
江戸期大阪町人の屋敷購入	3
刊行物の整理	4
第四回公文書館館長会議に出席して	5
徳次郎塾と緒方郁蔵の史料について	6
文書館あれこれ(?)	7
この仕事こんな作業	7

の特徴ではないかと考えている。

近代国家における公的な資料はいうまでもなく官僚制によって生み出されるものであるから、国立公文書館や大阪府公文書館はそのような中央・地方官庁資料が多く集まってくる機関といえるのである。

国立公文書館に所蔵されている資料の例をあげると、同館には、明治初期の重要なものひとつとして「太政類典」や「公文録」、それ以後の「公文類聚」がある。これは明治初期から戦前までの太政官・各省から出された布告、布達類や内閣・各省などから出された法令類及びそれらの立法に用いられた資料などの公文書を分類して編集したもので、当時の法令の立法過程や立法思想を知るのに貴重な資料である。現在では目録も出版されていてマイクロフィルムで閲覧できるようになっている。

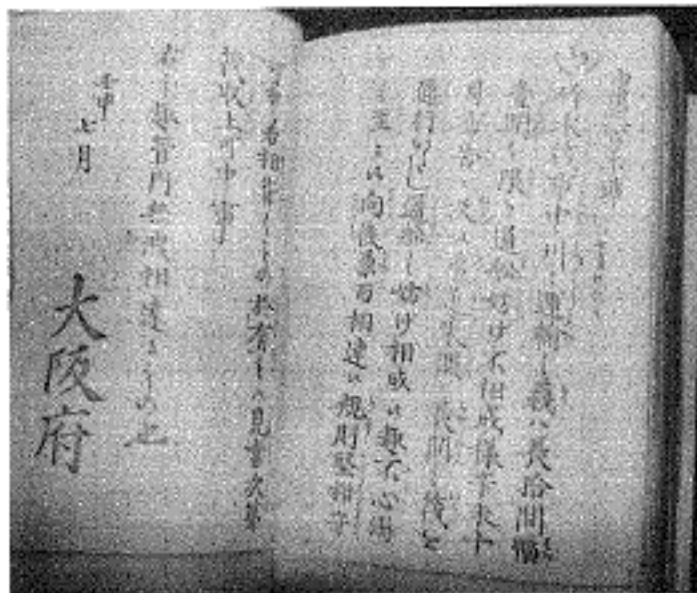
大阪府公文書館には職員の研究に用いるため、これらの資料のマイクロフィルムが収蔵されており、地方行政を中央と比較・対照して研究することもできるようになっている。周知のように我が国は明治以降、中央集権国

家になったので、明治以降の地域の公文書の研究は、中央の公文書資料等と比較・対照して行わなければならない。したがって、大阪府公文書館だけではなく、地域の公文書館には今後、将来いっそうこのような中央資料の充実が期待されるのである。

この点で一例をあげておこう。国立公文書館所蔵の「昭和十八年第八十一回帝国議会市制町村制改正ニ関スル資料」は太平洋戦争中の昭和十八年市制町村制改正に関する非常に重要な立法資料である。これは内務省地方課がつくったものと思われる。この中には、戦争中の町村長には従来のように名望家町村長であることに、必ずしもこだわらず、戦争行政を遂行できるような「町村内第一等ノ人物」がよいと考えられていたことが非常によくわかる資料がある。この資料と比較・対照しながら、たとえば私が市史編纂に関係している和歌山市域や羽曳野市域の、ある村の太平洋戦争中の村長について調べると、名望家といわれる人達よりもむしろ自作農の下層や中堅に属する人が、行政能力の優れた人として町村長に選出されている例がまま見受けられる。これは、先掲「昭和十八年第八十一回帝国議会市制町村制改正ニ関スル資料」にみられる政府が考えていた、あるべき町村長の姿にはほぼ一致したものである。しかも、この「資料」から当時の太平洋戦争の町村長のあるべき姿

について内務省のエリート官僚はどう考えていたかを知ることでもできるのである。

大阪府公文書館所蔵の資料でいえば、府の予算書、決算書、府議会議事録等、府の行政を跡づけるものがあるし、また明治十年代の地方行政を知る貴重な資料であり、大阪府が明治元年に設置されてから、どういう行政が行われてきたかがわかる「布告及び布達」があるが、これらの資料もまた、中央資料と比較・対照しながら研究すれば貴重な成果が得られるものである。



明治5年 大阪府布告・布達

ここにあげた例は戦前の資料だけになってしまったが、現代の大阪府公文書や資料を調査、研究する場合でも同じことである。

以上に述べたように、近代・現代の公文書や資料を残して公開することによって、研究者だけでなく広く一般市民にも、関心を持つ人には自由に閲覧する機会を提供し、行政について考え、検討する機会を与えることこそ公文書館の使命であり、民主主義の基本であると言わなければならない。

ここに述べたことの大部分については、すでに拙稿「歴史研究と公文書館―日本近代法史を中心として―」（『北の丸』―国立公文書館報―第二二号 一九九〇年三月発行）で発表しているので、詳細については拙稿を参照していただければ幸いである。

（やまなか えいのすけ

追手門学院大学教授・大阪大学名誉教授）

- 【大阪府公文書館所蔵行政資料の一例】
- 予算書等（明治十二年）／四五〇点
  - 決算書等（明治十三年）／四二二点
  - 府議会議事録等（明治二十二年）／一一一〇点
  - 参事会議事録等（明治三十六年）／五九点
  - 布告・布達（明治元年）／八五五点
  - 府公報（明治二十一年）／三五〇点（ほぼ全号）
- 【国立公文書館所蔵資料からのマイクロ複製資料】
- 太政類典（慶応三年）明治十四年／一〇七巻
  - 公文録（明治元年）十八年／五七二巻
  - 公文類聚（明治十五年）四十五年／七二〇巻
- ※「点数は平成四年十二月末現在」

『寄贈史料紹介』(金井家文書より)

## 江戸期大坂町人の屋敷購入

金山正子

春爛漫、桜の季節にお預かりした金井氏所蔵の古文書が、ようやく仮整理を終えて寄贈手続きも完了しましたので、その紹介を少ししておこうと思います。

金井家は、現在は大阪府の泉大津市にお住まいですが、江戸時代の後期頃から大坂の船場で木綿問屋を営み、昭和の始めころ他所へ移られたそうです。今回寄贈いただいた史料群は、現在のお住まいを新築された際に旧家の納屋にあったものを残しておかれたものです。(元々は他にも史料があったのですが、幾度かの台風や水害で水ぬれして既に処分したのもあったそうです。)

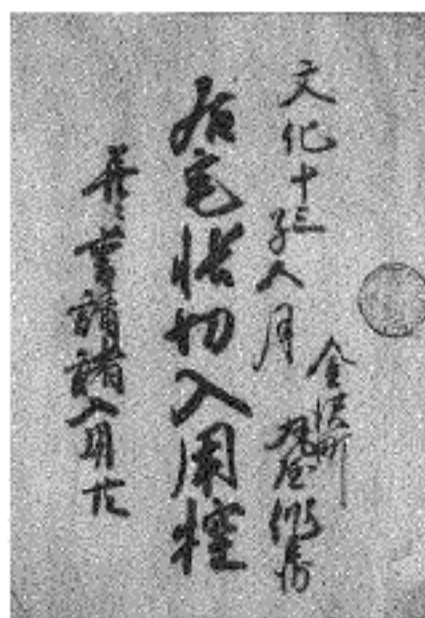
史料群の中には、江戸後期の借家・屋敷普請関係のものや、明治に至るまでの家行事関係の帳面類、礼儀作法書、地図、そのほかに『淀川兩岸一覽』や『英名百雄伝』などの読み物もあります。また、文書と一緒に箱に入っていたのが、おばあさんが大事に残して置かれたのでしょうか、『役者かるた』と櫛・かんざし・鏡などです。

さて、その金井家文書の中から、大坂町人の住宅事情の一端が窺える史料を紹介していきます。

金井家文書には江戸後期の文化・天保期の住居購入の際の入用費や工事関係の帳面類が数冊残されています。順を追ってあげてみます。

文化十三、四年(一八一六、七)(金沢町)

居宅帳切入用控 並ニ普請諸入用共  
金沢町普請仕法書



文化13年 居宅帳切入用控

文政七年(一八二四) (順慶町一丁目)

居宅帳切入用控  
普請仕法書

文政十年(一八二七) (北久宝寺一丁目)

居宅帳切入用控 普請諸入用共  
普請仕法書

天保七年(一八三六) (南谷町西側)

居宅帳切入用控

「帳切」というのは、江戸時代、町人が家屋敷を売買したとき、購入者が町役人に届け出て土地台帳(水帳)の名義を書き替えることを言います。その際に購入者が納入する手数料を「帳切銀」と言い、売買価格の二〇分の一を町奉行へ納入していましたが、寛永十一年(一六三四)大坂三郷の地子(地租)が免除されてからは、それを町へ納入することになりました。

『居宅帳切入用控』の中にも、「帳切出銀」という項目が出てきます。たとえば、文化十三年金沢町の屋敷購入の際には、その売買価格は居宅(土蔵附)一ヶ所が銀八貫目でした。そして「帳切之出銀」は「歩一銀」(帳切銀)が銀四百目とあります。(ちょうど売買価格の二〇分の一になります。)ほかにも丁中へ出銀・引合せ銀・御年寄へ・丁代へ・丁代家内へ・下役二人へ・若き物二人へ・御盃料・座頭へ・猿人形へなど、合わせて銀四百十匁が出銀されています。そのほかにも移転に伴う支出をはじめ祝儀・御礼など、かなりの出費であったろうと思われます。

金井家文書の中には、このほか文化五年の金沢町の『町内式目定帳』(写し)や、借家経営の史料も数点あり、江戸時代の大坂町人の土地経営や町との関わりを、次の機会には少し書いてみたいと思います。

(かなやま まさこ 大阪府公文書館)

# 刊行物の整理

北山 英一

公文書館では、公共図書館とは異なり、収集・整理する刊行物においても行政機関が作成する刊行物が中心になります。館内でのその流れは、収集→整理→利用という形になりますが、今回は整理事務について紹介することにします。

行政刊行物の整理の流れは、(1)複本チェック (2)分類 (3)目録作業 (4)ラベル貼付 (5)配架の順になり、それぞれについて説明します。

(1)複本チェック：刊行物は二部づつ所蔵することになっていますが、作成機関からの送付のほかに、用度課の収集協力や各課所で利用しなくなった刊行物・資料の引継ぎ等の方法により収集していますので、同じものが時期をずれて三部以上入ってくることもありまます。したがって余分な重複を避けるために（資料を永久に保存するための貴重な書庫スペースを有効に使用するためにはなりませんので）重複チェックを行います。その方法は五十音順に配列した事務用目録によるタイトルからの照合ですが、将来的にはコンピュータによる照合も検討しています。

(2)分類：作成機関によって大阪府、国・他府県市町村及びその他図書の三分区に分け、大阪府文書分類表により分類をします。

(3)目録作業：現在ではパソコンによるデータ入力を行っています。入力項目は、登録番号・タイトル・作成機関・分類番号・シリーズ名など二十三項目です。使用ソフトウェアは富士通EPOACEで、これにより検索や仮目録を作成しています。

(4)ラベル貼付：請求番号（登録番号）を記入したラベルをそれぞれの刊行物に貼ります。

(5)配架：書架に登録順に並べます。



読者の目をひくように工夫された刊行物

以上のように刊行物は処理しますが、思うほど簡単な作業ではありません。まず、行政刊行物には広報を目的とした一般向けのものから、関係者間に配布する資料的色彩の強いものまで多種多様です。広報目的の刊行物にはキャッチフレーズを大きく印刷して読者の目をひくように工夫したものや、デザイン性の強い表紙にしたものが多く、タイトルの選定に困る場合があります。

また、作成機関（部局課所）が明示されておらず、整理する側での調査が必要となりますが、その為に費やす時間の問題と、古い刊行物の場合には調査の限界の問題などもあります。

整理作業とは一定の基準を設けて、資料を効率的に検索・提供できる「システムづくり」と言えるでしょうが、それぞれの刊行物の特性を正確に表現しつつ、情報提供手段である目録としての標準性をそなえることが目録化作業の課題であるように思われます。

また、将来に向けてエコーセンターや図書館など、同じ行政刊行物を収集している情報提供機関と目録作業の共有を図るためにも、コンピュータによるネットワークを構築する必要もあるのではないかと考えています。

（きたやま ひでかず 大阪府公文書館）



## 第四回都道府県・政令指定都市 公文書館館長会議に出席して

第四回の公文書館館長会議は去る六月に北海道札幌市で行われた。北海道立文書館の皆さんには大変なお世話になり、まずは冒頭心からお礼申し上げたい。

今回の会議では、国立公文書館が実施している「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」報告に議論が集中した。これまで七回研究会を開催し、現時点での基本方向として、(1)養成機関は国立公文書館を主体として設置する。(2)都道府県・政令指定都市の公文書館職員を対象に高度なものを想定している。(3)実務研修を含め二年間程度とする。(4)修了した者を「専門職員」として認定する方向で考えている。など、その処遇、配置等について国立公文書館長から報告があった。二、三論点を挙げると。

研究会はいつまで行うのか。：来年の八月を目処にしたい。あとは諮問機関を設置して具体的に検討していく。時間はかかるができるだけ早くやりたいと思っている。

実務を含めたとしても二年間連続の研修と  
いうのは例がなく、もっと短くできないか。  
：実務を単位として導入することも検討する  
が、程度の高いものをカリキュラムとして組

む必要がある。

この制度がなかったために苦勞してきている専門職の救済措置を検討してほしい。：よくわかる、認容する条件は何か検討していきたい。

その他：アーキビストの仕事で一番大事な  
のは、取捨選択の判断であるが、この判断の  
ためには個々にパートを持つことがよいと考  
える。例えば勲章授与の仕事もキッタハッタ  
の仕事であるが、これは中のパートがタテワ  
リになっていて、審査官はそこで育っていく。  
一度その現場へ行くこと、あるいは交流をす  
ることが大事だと思う。

などの議論が交わされ、印象に残った。研  
究会の方はまだ議論の途中で、ちょうど半分  
といったところだそうだが、いずれにしても  
超特急で実現に向けて努力していただきたい  
ものである。

その他の課題としては、ブロック会議開催  
に向けての方策、学術会議に設置されている  
公文書館特別会議から、この館長会議に「地  
方、とりわけ市町村の文書が散逸の恐れが  
多く、保管状態も悪いところが多いので、是  
非県から何らかの対策をとってほしい」との  
要望があったことが報告された。会議終了後  
は北海道立文書館と、二日目は開拓記念館を  
見学させていただき誠に有意義な会合を終え  
た。

(清水 義暉 大阪府公文書館)

### 「公文書館における専門職員の養成及び 資格制度に関する研究会」の検討項目

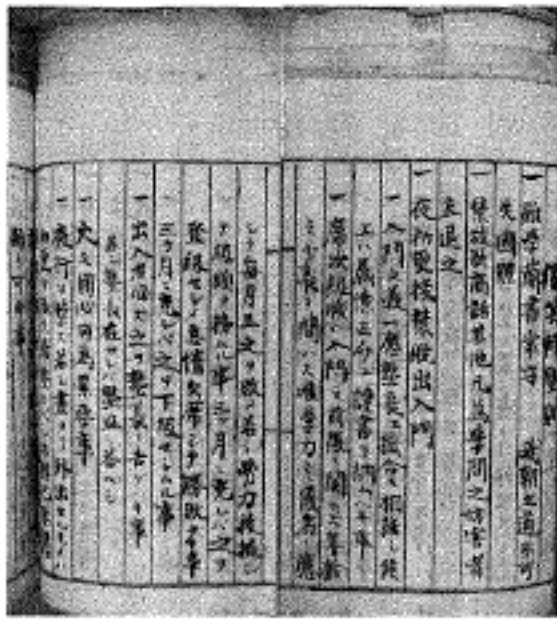
- 1 公文書館における専門職員の業務と資質  
の内容について
  - (1) 公文書館における専門職員  
(公文書館の機能、専門職員の必要性等)
  - (2) 専門職員の担当する業務  
(公文書等の保存・利用、文書館学の研  
究、公文書館の管理・運営等)
  - (3) 専門職員に要求される資質  
(個人的資質、専門的資質の内容等)
- 2 公文書館における専門職員の養成制度に  
ついて
  - (1) 専門職員の養成制度について  
(諸外国の養成制度、我が国の現状、養  
成制度確立の課題等)
  - (2) 養成機関について  
(養成機関の設置形態、養成期間等)
  - (3) 学科の程度及び教科の内容
- 3 専門職員の資格について
  - (1) 養成制度と資格認定について  
(資格認定の方法、現職員の移行措置等)
  - (2) 専門職員の名称について
- 4 専門職員の確保、配置等について
  - (1) 適正な確保について
  - (2) 人事交流による配置について
  - (3) 処遇について

# 独笑軒塾と緒方郁蔵の史料について

大西 愛

適塾は一八三八年（天保九年）にオランダ医学の緒方洪庵が大阪の瓦町に開いた蘭学塾として全国的に有名であり、一八四五年（弘化二年）に北浜に移転した。その建物が今も国の重要文化財として同じ位置に残っている。この塾で、洪庵とともにその設立当初から協力をしたのが大戸郁蔵（一八一四〜一八七二）で、洪庵の義兄弟となり緒方姓を名乗った。郁蔵はのち独立して適塾と同じ蘭学塾である独笑軒塾を設け、適塾に対する南塾と呼ばれて姉妹校のような関係であった。

ところで一九一八年（大正七年）に、正七位緒方郁蔵に従五位の位階追贈があり、贈位手続き関係の史料が大阪市と大阪府に残され



独笑軒塾則 (部分)

ている。この時の史料によって郁蔵の経歴と独笑軒の塾則（塾の規則）がかなりわかるのである。本家である適塾の塾則は残っていないため、この塾則からある程度推測される重要な記録となっている。なお、この史料については小西義麿氏が「緒方郁蔵と独笑軒塾」

（『日本洋学史の研究』IV所収昭和五十二年）として詳しく紹介されている。執筆された当時はこの史料のうち、大阪府のものは大阪府史編集室（大阪府立中之島図書館内）に保存されていたが、現在は大阪府公文書館に移管されて一般閲覧ができるようになっていた。

したがって、史料の内容および解説は小西論文を参照されたいが、本館に所蔵している史料の件名だけを挙げておく。

「大正七〜九年 雑書綴 知事官房」

▲史料番号 B1-59-10

一〇三（件名番号 以下同）緒方郁蔵贈位

ノ義ニツキ参考書類送付ノ件（大正八・五

二 大阪市長↓大阪府内務部長）独笑軒塾

則 附、門人姓名 研堂緒方郁蔵 辞令写

「自大正三年至大正十二年 贈位一件」

▲史料番号 B1-59-14

一四二 故正七位緒方郁蔵ニ位階追贈ノ義



「贈位一件」表紙

内申（大正七・六・七 大阪市長↓知事）緒方郁蔵功績調査

一四三 位階追贈ノ義ニ付内申控（大正

七・九・二三 知事↓内務・文部大臣）故

正七位緒方郁蔵功績調査

一四四〜一四九 故緒方郁蔵ニ位階追贈ノ

義ニ付追申（大正八・四・二六 大阪市長

↓知事）

一五〇〜一五二 従五位請書（大正八・一

二・二七 緒方道平↓宮内大臣）遺族調査

ノ件回答（大正八・一二・二六 大阪市長

↓知事官房）

一五四（参考文書） 国家功勞者トシテ顕

著ナルモノヲ精選ノ通達アルニヨリ、送付

ニツキ詮議取計イ願（大正八・七・二六

豊能郡町↓知事官房）

一六〇〜三 緒方郁蔵（の経歴）

なお、正七位を贈られた時点での史料はない。（おおにし あい 大阪府公文書館）

文書館あれこれ(7)

## 名古屋市政資料館

名古屋市中区白壁一丁目三番地

JR名古屋駅から地下鉄で四つ目、市役所駅下車、東へ徒歩五分街路樹が茂る広々としたところに位置している。

大正十一年に建設された当時の、名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎で、地上三階建てで、延面積は六七二〇㎡あり、昭和五十九年に国の重要文化財に指定されている。

この重要文化財のすべてが平成元年十月より「名古屋市政資料館」として新たに活動を開始した。中に入って驚いたのは、内部がすべて当時の様子のままになっていることである。留置場など、外からガシャンとやれば絶対に出られない仕組みになっているのが、そのまま再現されている。各部屋には供託局とか辯護士室など、当時のままの表示があって、その下に第一書庫とか閲覧室など現在の用途が併記されており、建物そのものの保存と公開にも重点が置かれているということがよく分かる。

また、この建物が裁判所であったという特徴を生かして、明治憲法下の法廷や現行憲法下の法廷、及び陪審法廷を常設展示場にそれぞれ復元して再現しており、同時に司法制度

に関する資料の展示も行っている。

さて、名古屋市の公文書、資料等の保存、利用機関として設置されたのが、この市政資料館であるが、主に明治二十二年、名古屋市政施行以降の文書で一定年限（原則として三〇年）を経過した永年保存の公文書を中心に、その他歴史的、文化的価値を有する資料を保存し、閲覧に供している。戦前の公文書は平成四年七月現在一七四九冊保存、目録も出所別、年度別に整理されている。他の行政資料等については、カードで整理しながら出所別、年代別に配架されている。資料の閲覧のほかにも



名古屋市政資料館全景

市民の集いの場として会議室や展示室が利用できるようになってい。職員数も三一一名（内嘱託一五名）で、どちらかというところと多角経営的な印象で、本府公文書館と大いに違うところである。

(Y・S)

## この仕事 こんな作業

当館の所蔵資料の大半は、公文書や刊行物などの、いわゆる簿冊形式のものですが、これらの資料以外にもマイクロフィルムや映画フィルム、地図、音声テープなど、府の歴史を刻み、それを後世に伝える媒体であれば、その形態にこだわらず幅広く収集しています。今回はそういった、言わば脇役的な存在の資料の中から、「ポスター」の収集・整理について紹介してみたいと思います。

まず、ポスターとその他の資料との決定的な違いは、大きくてもせいぜいA1版の、一枚の紙の上には、その伝えたいことを表現できないという情報量の少なさだと思えます。しかし逆に、僅か一枚の紙の上に、いかに伝えたいことを端的に表現し、かつ人目を引くということが求められる「ポスター」は、その情報の「質」という点では他の資料にも決して引けをとりません。そういった意味でも「ポスター」とは、その時代背景や生活感みたいなものを伝える媒体として、非常に優れた資料ではないでしょうか。

最近には特に、若い人の読書離れが言われるようになり、ビデオや写真などの「すぐ理解できて吸収しやすい情報媒体」というものが（その善し悪しは別にして）増える傾向にあ



公文書館所蔵のポスター

るようですし、歴史資料保存機関としてそういった視聴覚資料の収集についても、積極的に取り組んでいきたいと考えています。  
 なお、当館におけるポスターの収集・整理については次のとおりです。

〔収集〕

ポスターについては、「歴史的文書資料類の収集及び保存に関する規程」の中で行政刊行物等の「等」に含まれる資料として定義づけられており、行政刊行物と同じく発行の都度、公文書館に二部づつ送付することになっ

ています。平成四年七月末現在でその点数は六七四点。年間約一〇〇点づつ増えている計算になります。

〔整理〕

ポスターの場合、幾つもの機関が協賛して出していたり、作成者の表示がなかったりと、発行者の特定が難しく、また、レイアウトを重視した絵画的なものが多いので、どれをタイトルにするのかなど、登録の際に頭を抱える事も少なくありません。

そうして登録されたポスターを、二〇枚ぐらいを一単位にして袋に入れて棚に積んでいくのですが、意外にスペースを取るのと、検案が困難などの問題があります。今のところ比較的新しいものしかないので、利用があまり無いことが幸いしていますが、今後どのように整理し、利用に対応していくかというところは課題として残っています。(T・K)

〇〇 編集後記 〇〇

▼世間では佐川急便事件を中心とした政治家への多額献金など政治不信が増大しています。  
 ▼こんな時に思うのは、たとえば某政治家と某元社長が、赤坂の料亭でどんな話をしたのか。当事者の誰かがきちんとメモでも残していってくれば、「木戸日記」のように将来歴史的な資料としてきつと重要な意味を持つと思うのですが…。(T・K)

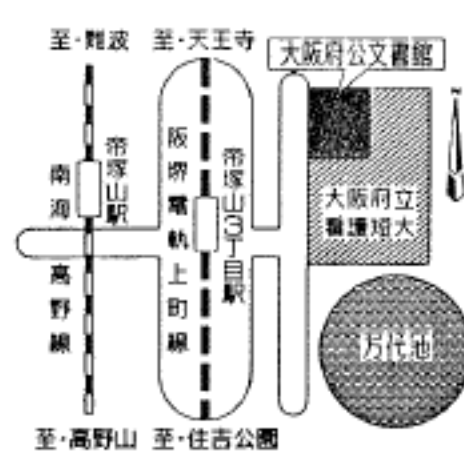
利用案内

■閲覧時間

・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

■休館日

- ・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目 (徒歩3分)  
 南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第十一号

平成四年十二月一日発行  
 編集発行 大阪府公文書館  
 大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四  
 電話 〇六一六七五―五五五―  
 FAX 〇六一六七五―五五五―  
 印刷 大阪府営印刷所